

上越市中山間地域振興作物生産拡大事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、過疎化及び高齢化が進行している中山間地域の農地の荒廃を防ぎ、農地の有効活用、農地の多面的機能の保全及び農業所得の向上を図るため、中山間地域の農地に振興作物を作付けるために要する経費について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中山間地域」とは、上越市中山間地域振興基本条例（平成23年上越市条例第36号）第2条第1号に定める区域又は中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。）第4の2に定める対象農用地が存する区域となり得る地域をいう。

2 この要綱において「農地」とは、農業委員会が農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断していないものをいう。

3 この要綱において「振興作物」とは、販売を目的に栽培する作物（水稻又はこれに類する作物を除く。）をいう。

4 この要綱において「農地の再生作業及び営農定着作業」とは、排水対策、深耕、土壌改良、営農資機材の調達、肥培管理等を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けられることができる人又は団体（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する人又は団体とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者
- (2) 要領第6の2に規定する集落協定又は個別協定を締結している団体
- (3) 農家組合
- (4) 農業者3戸以上で構成する団体
- (5) 農業者3戸以上が構成員となっている法人
- (6) その他市長が認める人又は団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、生産面積が10アール以上の中山間地域の農地において、本市と事前に協議し、決定した振興作物を栽培するために行う次に掲げる事業とする。

- (1) 農地の再生作業及び営農定着作業
- (2) 種苗販売業者からの種苗の購入

(補助対象農地)

第5条 補助対象事業を行う農地は、次の各号のいずれかに該当する農地とする。

- (1) 中山間地域において、作物を栽培していない農地
- (2) 中山間地域において、水稲の作付けが困難な状態となり、休耕地となるおそれのある農地
- (3) その他市長が認める農地

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表の左欄に掲げる経費とし、補助金の額は、補助対象経費の区分に応じ、同表の右欄に定める額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

| 補助対象経費 | 補助金の額（10アール当たり） |
|-------------------------|-------------------------------|
| 1 農地の再生作業及び営農定着作業に要する経費 | 要する経費の実費相当額とし、7万5,000円を限度とする。 |
| 2 種の購入に要する経費 | 要する経費の実費相当額とし、8,000円を限度とする。 |
| 3 苗の購入に要する経費 | 要する経費の実費相当額とし、10万円を限度とする。 |

備考 種苗の購入に要する経費は、自ら種苗を採取する場合の旅費、食糧費等の経費及び一般的に種苗を販売する業者と認められない者から購入する場合の購入費を除く。

- 2 補助金の交付は、一のほ場につき、1回（前項の表1の項に掲げる補助対象経費と同表2の項又は3の項に掲げる補助対象経費を同時に申請する場合にあっては、当該申請を1回とするものとする。）を限度とする。
- 3 一の補助対象者は、一のほ場につき、種の購入に要する経費及び苗の購入に要する経費を併せて補助対象経費とすることはできない。

(交付申請書の添付書類)

第7条 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象事業を実施するほ場の地番、地目、面積等が分かる書類
- (2) 補助対象事業を実施するほ場の現況写真
- (3) 第3条第3号に掲げる団体にあつては、団体の規約及び構成員名簿
- (4) 第3条第4号に掲げる団体にあつては、法人の定款及び構成員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類等)

第8条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。ただし、山菜、アスパラガス、らっきょうその他の植付けから収穫まで複数年を要する振興作物を作付けするときは、第6号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業実施状況報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 重機の借上げ、種苗の購入等を行った場合は、その請求書又は領収書の写し
- (4) 作業日報
- (5) 補助対象事業の実施中及び完了後の写真
- (6) 振興作物を出荷したことを証明する出荷伝票その他の書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項ただし書の場合において、補助事業者は、補助対象農地における本市の現地確認を受けなければならない。

3 補助事業者は、第1項ただし書の規定により書類の添付を省略した場合は、初めて補助対象経費を支出する日の翌日から起算して5年を経過する日までに補助対象事業に係る振興作物を出荷するよう努めるものとする。

4 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の決定を受けた後初めて振興作物を出荷したときは、出荷した日の属する年度の末日までに、市長に振興作物を出荷したことを報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市中山間地域振興作物生産拡大事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。